

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

本案は、<sup>さんこうざかした</sup>三光坂下公衆便所を廃止するものです。

【条例改正の背景】

三光坂下公衆便所は、都道305号線道路上に設置されており、歩行者の通行の妨げとなっています。また、利用者数も少ないことから、歩行者の安全な通行を確保するため、三光坂下公衆便所を廃止します。

【条例改正の内容】

三光坂下公衆便所（港区白金四丁目3番7号先）を削除します。

【施行期日】

令和7年10月1日（令和7年9月30日をもって廃止）

【現況写真】



【位置図】

